

瀬戸市水道事業管理規程第1号

瀬戸市水道事業の組織及び処務に関する規程（平成18年瀬戸市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前																							
別表第1（第13条関係）					別表第1（第13条関係）																							
1 <省略>					1 <省略>																							
2 人事関係					2 人事関係																							
<table border="1"> <tr> <td>決裁区分</td> <td>市長</td> <td>部長</td> <td>課長共通</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>決裁事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		決裁区分	市長	部長	課長共通	備考	決裁事項					<省略>					<table border="1"> <tr> <td>決裁区分</td> <td>市長</td> <td>部長</td> <td>課長共通</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>決裁事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		決裁区分	市長	部長	課長共通	備考	決裁事項				
決裁区分	市長	部長	課長共通	備考																								
決裁事項																												
決裁区分	市長	部長	課長共通	備考																								
決裁事項																												
<省略>					<省略>																							
任免	任用	<省略>		会計年度任用職員	人事課長及び水道課長	臨時職員	水道課以外の臨時職員																					
	退職	<省略>		会計年度任用職員	合議。ただし、水道課		臨時職員	については、水道課長																				
	異動	<省略>		会計年度任用職員	長合議については、水		臨時職員	合議																				
	出勤停止	<省略>		会計年度任用職員	道課以外の		臨時職員																					
	休職・復職		職員	会計年度任用職員	用職員に限る。																							
	休業の承認、延長及び失効		職員	会計年度任用職員																								
<省略>					<省略>																							

3 財務関係

決裁区分	市長	部長	課長共通	備考
決裁事項				
支出	<省略>			
負担	手当		<省略>	
行為	<省略>			
	<省略>			

4 <省略>

3 財務関係

決裁区分	市長	部長	課長共通	備考
決裁事項				
支出	<省略>			
負担	手当		<省略>	
行為	賃金		全額	
	<省略>			
	<省略>			

4 <省略>

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。